



ラオ人民民主共和国
平和 独立 民主 主義 統一 繁栄

国民議会

No. 23/NA
ビエンチャン首都、2022年12月29日

弁護士法（改正）

第 I 編
総則

第 1 条（改正） 目的

本法は、正当性、公平性、効率性及び実効性を確保し、依頼人の正当な権利及び利益を保護し、また、当事者に対する公正を保障し、事件解決のための証拠を提供し、司法プロセスを強化し、司法へのアクセス条件を整備し、国民並びに国内外の投資家の信頼を構築し、地域及び国際と連携可能にし、もって社会経済開発に貢献し、社会の平穏、秩序及び公正を実現することを目的として、弁護士業務の組織及び活動に関する原則、規則及び措置を定めるものである。

第 2 条（改正） 弁護士

弁護士とは、司法省から許可を受け、法律の定めるところにより、依頼人の正当な権利及び利益を保護し、かつ当事者に対する公正を保障するために、個人、法人、組織及び社会に対して法律サービスを提供する弁護士としての専門職務を行う個人をいう。

第 3 条（改正） 用語の説明

本法において使用する用語は、以下の通りの意味を有する：

1. **依頼人**とは、弁護士との間で法律サービス契約を締結した個人、法人または組織をいう；
2. **当事者**とは、原告及び被告をいう；
3. **法律サービス契約**とは、法律サービスを提供するために、依頼人と弁護士との間で交わされる書面による合意をいう；
4. **訴訟手続への参加における依頼人の代理**とは、防御（訴訟活動）または弁論において代理人となることをいう；

5. **弁護士職務倫理**とは、弁護士業務の活動において、行動、言動、良心に表れ、公平性、人道性、尊厳、誠実性、礼節を備え、厳格に法律を遵守する行動規範をいう；
6. **法務事業体**とは、法律サービスの提供を行う個人または法人の組織をいう。例えば、法律顧問会社など；
7. **懲戒委員会**とは、法律、弁護士会の内部規則、または弁護士職務倫理に違反した弁護士について調査し、懲戒処分を提案する委員会をいう；
8. **職務による弁護士選任**とは、依頼人の正当な権利及び利益の保護者とするため、弁護士会によって特定の弁護士を選任（指名）することをいう。

第4条 弁護士業務に関する国家の政策

国家は、社会に対して遍く法律サービスを提供するため、弁護士及び法務事業体の量的及び質的な促進・奨励を行う。

国家は、依頼人の正当な権利及び利益の保護を保障するため、弁護士が法律サービスを提供し、競争して自己成長するための便宜を図り、法律に定められた役割、権利及び任務に従って十分に活動できるよう条件を整備する。

第5条（改正） 弁護士業務に関する原則

弁護士業務においては、以下の原則を遵守しなければならない：

1. 憲法、法律、規則及び弁護士職務倫理を尊重し、遵守すること；
2. 法律サービスの提供において、高い責任感と公正さを有すること；
3. 法律サービスの提供において、独立性を有すること；
4. 透明性があり、かつ検証可能であること；
5. 依頼人の秘密を保持すること；
6. 法律サービスの提供における自身の不正な行為について、法的責任を負うこと。

第6条（改正） 弁護士の保護

依頼人への法律サービスの提供において、弁護士は法律に基づき、生命、健康、身体的自由、尊厳、名誉、私有財産または家族の財産に対する報復、脅迫から保護される。

弁護士が職務遂行中に、拘束、勾留または逮捕された場合、当該の拘束、勾留または逮捕を行なった機関は、48時間以内に司法省及び弁護士会に通知しなければならない。

第7条 法の適用範囲

本法は、ラオ人民民主共和国の領域内において、法律サービスの提供及び利用に関連する弁護士、弁護士会、法律事務所、並びに国内外の個人、法人または組織に適用される。

第8条（改正） 国際協力

国家は、経験の交換、弁護士の知識・能力の構築及び向上、当該業務の発展のための支援、ラオ人が締約国である条約及び関連する国際協定の履行を通じて、弁護士業務に関する外国、地域及び国際社会との関係及び協力を促進する。

第Ⅱ編 弁護士 第1章 弁護士

第9条（改正） 弁護士の基準及び条件

弁護士になろうとする個人は、以下の基準及び条件をすべて満たしていなければならない：

1. ラオス国籍を有する；
2. 満25歳以上である；
3. 品行方正であり、職務倫理、道徳、公正さを持ち、国民及び国家に対して誠実である；
4. 高等レベル以上の法学教育レベルを有する；
5. 司法または弁護士の法曹養成を受けた；
6. 弁護士法曹実務の修習を修了した；
7. 弁護士試験に合格した；
8. 懲戒免職処分を受けていないこと、または故意による犯罪により自由刑の判決を受けていない；
9. 現職の公務員、軍人または警察官でない；
10. 健康である。

第10条（改正） 永住外国人、外国人及び無国籍者の弁護士の基準及び条件

ラオスにおいて弁護士になることを志願する永住外国人、外国人及び無国籍者は、本法第9条第2項から第10項までに規定された基準及び条件に加え、以下の基準及び条件を有していなければならない：

1. 合法的な就労許可を得ていること、またはラオスに永住地を有すること；
2. ラオス語及びラオス文化をよく理解し、かつラオスの高等レベル以上の法学教育レベルを有する。

第11条（改正） 司法または弁護士の法曹養成

弁護士になろうとする個人は、司法省が定めるカリキュラムに基づき、国立司法研修所による司法または弁護士の法曹養成を受けなければならない。

国立司法研修所による司法または弁護士の法曹養成を修了した個人は、司法省より修了証書を授与される。

第12条（改正） 司法または弁護士の法曹養成の免除

以下の個人は、司法または弁護士の法曹養成を免除される：

1. 10年以上の経験を有する元裁判官または検察官；
2. 法学の教授または准教授；
3. 高等レベル以上の法学教育レベルを有し、かつ法律及び司法に関する業務に10年以上従事した者；
4. 10年以上法学を教授した教師または教員。

第13条（改正） 弁護士実務修習

国立司法研修所による司法または弁護士の法曹養成を修了した個人は、少なくとも6ヶ月間の弁護士法曹実務の修習を経なければならない。

ただし、本法第12条第4号に規定された個人については、少なくとも3ヶ月間の弁護士法曹実務の修習を受けるものとする。

弁護士会は、弁護士法曹実務の修習を修了した者に対して修了証書を発行する。弁護士法曹実務の修習に関しては、弁護士会の内部規則において定める。

第14条 弁護士実務修習の免除

本法第12条第1、2及び3号に規定された個人は、弁護士法曹実務の修習を免除される。

第15条 弁護士試験

弁護士になろうとする個人は、試験に合格しなければならない。ただし、本法第12条に規定された個人を除く。

弁護士試験に関しては、弁護士会の内部規則において定める。

第16条 弁護士の任命

弁護士になろうとする個人は、弁護士会が提案した日から30日以内に、司法省より任命を受けなければならない。

弁護士として任命された後、弁護士証カードを受領するために弁護士会に会員登録し、かつ弁護士会の内部規則の定めに従い会費を納付しなければならない。

第17条（改正） 弁護士資格の喪失

弁護士資格は、以下のいずれかの場合に喪失する：

1. 死亡；
2. 弁護士の辞任；
3. 法律及び弁護士会の内部規則への重大な違反による弁護士資格の除名。

第2章 外国弁護士

第18条（改正） 外国弁護士

外国弁護士とは、いずれかの国の権限ある機関から弁護士業務を行う許可を受け、かつ当該許可が有効である弁護士をいう。

ラオスの法律事務所において契約に基づき就労する外国弁護士は、司法省の許可を受け、かつ弁護士会に登録しなければならない。これにより、外国法及び国際法に関する助言を行う権利を有するが、ラオス法に関する助言及びラオスの人民裁判所における弁論を行う権利は有しない。

第 19 条（新） 外国弁護士の権利及び義務

弁護士会の会員である外国弁護士は、本法第 36 条に規定する権利及び任務を有する。ただし、同条第 2 号及び第 4 号を除く。

第 3 章 法律サービスの提供

第 20 条（新） 法律サービスの提供

法律サービスの提供とは、法律相談の提供及び訴訟手続への参加における依頼人の代理を行う弁護士の活動をいう。

第 21 条（改正） 弁護士の法律サービス提供の形態

弁護士の法律サービス提供には、以下の形態がある：

1. 弁護士個人名義として弁護士自身の名義による法律サービスの提供であること；
2. 法律事務所名義として法律事務所の名義による法律サービスの提供であること。

第 22 条 法律相談の提供

法律相談の提供とは、依頼人に対し口頭もしくは書面にて、法的な意見、助言、説明を行うこと、または契約書、遺言書及びその他の文書の起案において依頼人を支援することをいう。

第 23 条（改正） 訴訟手続への参加

弁護士は、刑事訴訟及び民事訴訟の手続に参加することができる。

弁護士は、依頼人、その家族もしくは所属組織から委任を受けた日、または関係する訴訟機関の要請に基づき職務的（法的）選任された日から、刑事訴訟の手続に参加することができる。

弁護士は、依頼人から委任を受けた日から、民事訴訟の手続に参加することができる。裁判所が弁護士の面前（立ち会い）において民事事件の判決または控訴審判決を下した場合、当該判決または控訴審判決は、依頼人の面前で行われたものとみなす。

弁護士への弁論の委任は、所属する県、首都の弁護士会事務所、または郡、市内、特別市（ナコン）の弁護士会ユニットによる認証を受けなければならない。

第 24 条（改正） 刑事訴訟における弁護士の権利及び任務

刑事訴訟において、弁護士は以下の権利及び任務を有する：

1. 拘束、逮捕または勾留された後、依頼人の求めに応じて、本人または依頼人となる予定の者と接見すること；
2. 依頼人に対する被疑事実を知り、かつ依頼人の聴取に立ち会うこと；
3. 事件記録に含まれる文書の閲覧、謄写または内容の書き写しを行うこと；
4. 証拠及び証人を提示すること；
5. 裁判官、検察官、捜査・取調官、鑑定人、専門家または通訳人の忌避を申し立てること；
6. 公判における審理の際、意見を述べ、他の参加者に質問すること；
7. 関係当局者の不当または不適切な行為に対し、異議または苦情を申し立てること；
8. 捜査機関の長もしくは検察機関の長の命令、または裁判所の決定に対し、控訴申立てまたは取消請求を行うこと；
9. 法律に基づき、依頼人の保釈を請求すること；
10. 保釈された依頼人の裁判所または検察機関への出頭に協力すること；
11. 依頼人の訴訟手続への参加に関する召喚状を受領すること；
12. 法律により死刑が規定されている犯罪行為、及びその他法律に規定された犯罪行為の場合、弁護活動を行うよう指名を受けること；
13. その他法律に規定された権利を行使し、任務を遂行すること。

第 25 条（改正） 民事訴訟における弁護士の権利及び任務

民事訴訟において、弁護士は以下の権利及び任務を有する：

1. 訴状、答弁書、反訴状または申立書に関して助言を行うこと；
2. 相手方との和解を依頼人に勧め、かつ事件当事者の和解を行うよう裁判所に申し立てること；
3. 事件記録に含まれる文書の閲覧、謄写または内容の書き写しを行うこと；
4. 証拠及び証人を探し出し、提示すること；
5. 事件の審議に参加し、法廷において意見を述べ、他の参加者に質問すること；
6. 裁判官、検察官、書記官、鑑定人、専門家または通訳人の忌避を申し立てること；
7. 関係当局者の不当または不適切な行為に対し、異議または苦情を申し立てること；
8. 裁判所の決定または判決執行機関の命令に対し、控訴申立てまたは取消請求を行うこと；
9. その他法律に規定された権利を行使し、任務を遂行すること。

第 26 条（改正） 依頼人の秘密保持

弁護士及び法律事務所は、依頼人が自身と通信した情報、並びに弁護士が依頼人または依頼人となる予定の者と通信した情報を、秘密として保持しなければならない。

個人、法人及び組織は、本条第 1 項に規定された秘密保持を尊重しなければならない。依頼人または依頼人となる予定の者から許可を得た場合を除き、当該秘密を開示するよう弁護士及び法律事務所に強制する権利を有しない。

第27条 弁護士職務倫理の尊重

すべての弁護士は、社会生活を含む法律サービスの提供活動において、弁護士職務倫理を厳格に尊重し、実践しなければならない。

第28条 弁護士の独立性

弁護士は、組織、依頼人または他者からの干渉及び妨害を受けることなく、法律、弁護士会内部規則及び弁護士職務倫理に基づき、依頼人への法律サービス提供において独立性を有する。

第4章 サービス料および費用

第29条 法律サービス料

法律サービス料とは、依頼人と弁護士との間の契約で合意された内容に基づき、法律相談または訴訟代理の対価として依頼人が弁護士に支払う報酬を指す。

第30条（改正） 公選弁護人に対する費用

死刑に相当する罪を犯した被告人、および法律で定められたその他の者に対し、関連する訴訟手続機関の要請に基づき法律サービスを提供するために任命された公選弁護人の旅費、食費、宿泊費等の諸費用は、国が各時期に定める特定の規則に従って実施される。

第5章 無償および自発的な法的扶助

第31条（改正） 無償の法的扶助

無償の法的扶助とは、貧乏人、特別な保護を必要とする子供、障害者、社会的弱者、暴力の被害を受けた女性および子供、人身売買の被害者、ならびに法律により弁護士の援助が必要と定められた犯罪者に対し、依頼人からサービス料を徴収せずに提供される法律サービスを指す。これは、首都、県の弁護士会事務所、または郡、市内、特別市の弁護士会のユニットを通じて組織される。

第32条（新） 自発的な法的扶助

自発的な法的扶助とは、弁護士または法律事務所の自発的な意思により、個人、法人、または組織に対し、無償または減額された料金で提供される法律サービスを指す。

第三編 弁護士会

第33条(改正) 弁護士会

弁護士会は略称が“LBA”で、弁護士の専門社会組織であり、営利を目的とせず、弁護士の専門性の促進、団結の強化、弁護士の尊厳と名誉の保護を目的として設立された組織である。これは、社会に対して広範かつ公正、効率的な法律サービスを保証し、法支配の構築に寄与することを目指す。

弁護士会は、法律および弁護士会内部規則の下、専門業務において自由に行動し、組織および財務において独立して運営される。

第34条(改正) 弁護士会の構成

弁護士会の構成は以下の通りとする：

1. 弁護士会会員；
2. 弁護士会大会議；
3. 弁護士会執行理事会；
4. 弁護士会常任理事会；
5. 弁護士会監査委員会；
6. 弁護士会事務局および研修センター；
7. 首都・県の弁護士会事務所
8. 郡・市内・特別市の弁護士会ユニット。

弁護士会は、自己の内部規則を有する。

第1章 弁護士会会員

第35条(改正) 弁護士会会員

弁護士会会員とは、司法省から任命または許可を受け、弁護士会に登録された弁護士を指す。

第36条(改正) 弁護士会会員の権利と任務

弁護士会会員は、以下の権利と任務を有する：

1. 弁護士会大会議に出席する；
2. 執行理事会または監査委員会の委員への選出および立候補；
3. 執行理事会および監査委員会の活動に関する意見および質問をする；
4. 弁護士会大会議で審議される事項の議決に参加する；
5. 弁護士としての専門知識および能力の向上；
6. 弁護士会または関連部門が開催する義務的研修に参加する；
7. 国民に対する法律および規則の宣伝・普及・教育をする；
8. 法律に基づいた国民への法的扶助；
9. 弁護士会の内部規則に基づく会費を支払う；
10. 任意による弁護士会予算に寄付する；
11. 弁護士会が開催する業務、キャンペーン、または活動に参加する；

12. 自己が所属する弁護士会組織に対する自身の法律サービス活動について報告する；
13. 法律に定められた、または弁護士会の執行理事会から委任されたその他の権利の行使および任務の遂行。

第 37 条 弁護士会会員資格の喪失

弁護士会会員資格は、本法第 17 条に規定される弁護士資格の喪失と同時に終了する。

第 2 章 弁護士会大会議

第 38 条（改正） 弁護士会大会議

弁護士会大会議は、弁護士会の最高組織であり、弁護士会の組織および活動に関する重要な事項を決定する権利を有し、5 年に 1 回開催される。

執行理事会は、弁護士会大会議に出席する代表者の数を決定する。

必要および緊急の場合、執行理事会、常任理事会、監査委員会、または全会員の 4 分の 1 以上の提案により、随時に弁護士会大会議を開催することができる。

弁護士会大会議の開催には、司法省の許可を得なければならない。

第 39 条（改正） 弁護士会大会議の権利と任務

弁護士会大会議は、以下の権利と任務を有する：

1. 弁護士会の活動報告、決算報告の審議および承認、ならびに活動計画、予算計画の承認；
2. 弁護士会の法曹養成計画、内部規則、および各種規則の審議および承認；
3. 執行理事会および監査委員会の選出；
4. 弁護士業務に関する法令・法規の制定および改正の検討・調査；
5. 研修センター、県・首都の弁護士会事務所、郡・市内・特別市の弁護士会ユニットの報告の聴取；
6. 執行理事会および監査委員会の手当または待遇の決定；
7. その他の重要事項の審議。

第 40 条 会議の決議

弁護士会大会議の決議は、出席した会員の過半数の賛成を得た場合に有効となる。

第 3 章 弁護士会執行理事会

第 41 条 弁護士会執行理事会

弁護士会の執行理事会は、大会議と大会議の間の期間において、大会議を代表して任務を遂行し、かつ、常任理事会、弁護士会の事務局、県・首都の弁護士会事務所、郡・市内・特別市の弁護士会ユニット、および会員の活動の監督・検査が含まれる。

弁護士会の執行理事会は、会長、副会長、および数名の委員で構成される。

弁護士会の執行理事会の任期は5年とし、弁護士会大会議によって選出または解任される。

弁護士会の執行理事会は、弁護士業務に関する重要事項を調査・審議・決定するため、少なくとも3ヶ月に1回会議を開催する。

第42条 弁護士会執行理事会の権利と任務

執行理事会は、以下の権利と任務を有する：

1. 常任理事または特定の委員の選出および解任；
2. 弁護士会大会議の準備および招集の指導；
3. 弁護士会大会議に対し、弁護士会の活動計画、予算計画、法曹養成計画、内部規則及びそのたの規則の報告・提案；
4. 弁護士業務のまとめ、指導、監督および検査；
5. 懲戒委員会の任命；
6. 弁護士会の監査委員会の提案に基づく、弁護士への表彰または懲戒の決定；
7. 弁護士証の発行または取り消し；
8. 弁護士業務に関する他部門との連携；
9. 弁護士会の内部規則に基づく会議手当およびその他の待遇の受領；
10. 司法省に対し、定期的な活動のまとめ及び報告；
11. 法律に定められたその他の権利の行使および任務の遂行。

第43条（改正） 弁護士会の執行理事会会長および副会長

弁護士会の執行理事会会長は、弁護士会会長を兼任し、弁護士会の日常業務全般の指導、監督、促進、および問題解決に責任を持つ。

執行理事会副会長は、弁護士会副会長を兼任し、会長の職務遂行を補佐し、会長から委任された特定の業務を担当する。

会長および副会長の権利と任務の詳細は、弁護士会の内部規則に定める。

第4章 弁護士会常務理事会

第44条 弁護士会常務理事会

弁護士会常務理事会は、弁護士会大会議および弁護士会執行理事会が承認した計画に従い、弁護士会の日常業務を執行する者である。

弁護士会常務理事会は、弁護士会執行理事会によって選出または解任され、その任期は執行理事会の任期と同一とする。

第45条（改正） 弁護士会常務理事会の権利と任務

弁護士会常務理事会は、以下の権限と任務を有する：

1. 弁護士業務の活動を指導、監督、および管理する；
2. 弁護士会大会議を準備し、招集する；
3. 弁護士会の事業計画および予算計画、弁護士研修計画、弁護士倫理、内部規則、および弁護士会のその他規則を作成または改正提案をするために研究する。そして、弁護士会執行理事会に提案する；
4. 弁護士会本部事務所、各県・首都弁護士会事務所、および郡・市内・特別市の弁護士会ユニットにおける会長、副会長、および事務職員を任命または解任する；
5. 弁護士会の内部規則に基づき、会議手当およびその他の待遇を受領する；
6. 弁護士業務に関して、他の関係部門と調整する；
7. 自身の活動状況をまとめ、弁護士会執行理事会へ定期的に報告する；
8. 法律に定められたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

第 46 条 常務理事会の会長、副会長、および理事の権限と任務

弁護士会常務理事会の会長、副会長、および理事の権限と任務については、弁護士会の内部規則で定める。

第 5 章 弁護士会監査委員会

第 47 条 (改正) 弁護士会監査委員会

弁護士会監査委員会は、弁護士会および弁護士の活動を監査する任務を遂行する弁護士会の組織の一つである。

弁護士会監査委員会は、委員長、副委員長、および数名の委員で構成される。

弁護士会監査委員会は、弁護士会大会議において選出または解任され、その任期は弁護士会執行理事会の任期と同一とする。

弁護士会監査委員会は、監査委員長の招集により会議を開催する。

弁護士会監査委員会の委員は、弁護士会執行理事会の理事と同一ではない。

第 48 条 (改正) 弁護士会監査委員会の権利と任務

弁護士会監査委員会は、以下の権限と任務を有する：

1. 各期間における自身の活動計画を作成する；
2. 弁護士会の執行理事会、常務理事会、弁護士会本部事務所、各県・首都の弁護士会事務所、郡・市内・特別市の弁護士会ユニット、および弁護士の活動、かつ弁護士会の財務及び財産を監督・検査する；
3. 弁護士組織および弁護士に対する表彰、その他の待遇の適用、または弁護士への懲戒処分を弁護士会執行理事会に提案する；
4. 弁護士会執行理事会に検討を提案するため、弁護士会および弁護士の業務活動に関する申立または提案を受理・検討する；
5. 弁護士会の内部規則に基づき、会議手当およびその他の待遇を受領する；
6. 監査業務をまとめ、弁護士会大会議に報告する；

7. 法律に定められたその他の権利を行使し、任務を遂行する。

第49条 監査委員会の委員長、副委員長、および委員の権利と任務

弁護士会監査委員会の委員長、副委員長、および委員の権利と任務については、弁護士会の内部規則で定める。

第6章

弁護士会事務所および研修センター

第50条 弁護士会事務所

弁護士会事務所は、弁護士会の常務理事会を補助する管理執行組織であり、全国における弁護士会および弁護士の業務活動に関する日常業務を管理・執行する役割を持つ。

弁護士会事務所の組織構成、人員、権限、および職務については、弁護士会の内部規則で定める。

第51条（新）研修センター

研修センターは、弁護士会の専門技術組織であり、弁護士業務に関する研修において弁護士会執行理事会の参謀（セナーティガン）としての役割を果たす。

研修センターの組織構成、人員、権利および任務については、弁護士会の内部規則で定める。

第7章

県・首都の弁護士会事務所

第52条 県・首都の弁護士会事務所

県・首都の弁護士会事務所は、条件が整った県および首都に設置される弁護士会の組織機構であり、日常業務を遂行し、自らの責任範囲内にある弁護士会ユニットおよび弁護士の活動を管理する役割を有する。

第53条（改正） 県・首都の弁護士会事務所の組織構造、人員、権利および任務

県・首都弁護士会の事務所の組織構造、人員、権利および職務は、弁護士会の内部規則において規定する。

第8章

郡・市内・特別市（ナコーン）の弁護士会ユニット

第54条（改正） 郡・市内・特別市の弁護士会ユニット

郡・市内・特別市の弁護士会ユニットは、条件が整った郡、市内、特別市に設置される弁護士会の基盤の組織であり、日常業務を遂行し、自らの責任範囲内にある弁護士活動を管理する役割を有する。

第 55 条 (改正) 郡・市内・特別市の弁護士会ユニットの組織構造、人員、権利および任務

郡・市内・特別市の弁護士会ユニットの組織構造、人員、権利および任務は、弁護士会の内部規則において規定する。

第 IV 編 法律事務所 (ウィサハキット コットマイ)

第 56 条 (改正) 法律事務所の設立

法律事務所の設立を希望する個人および法人は、企業法に基づき、商工セクターに対し企業登録を行わなければならない。企業登録証の受領後、司法省に対して事業運営許可を申請しなければならない。

第 57 条 (新) 事業運営許可申請の条件

事業運営許可の申請には、以下の条件を備えなければならない：

1. 企業登録証；
2. 常駐の弁護士が 2 名以上いる；
3. 適切な資本、事務所、および必要な設備を有する。

第 58 条 (新) 事業運営許可申請の書類

事業運営許可申請に必要な書類は以下の通りである。

1. 司法省が定める様式による申請書；
2. 企業登録証の写し；
3. 弁護士任命証、弁護士証、および弁護士会費納付証明書の写し；
4. 弁護士会が発行する弁護士身分証明書；
5. 出資企業または株式会社の場合における企業設立契約書；
6. (弁護士が) 所有者、パートナー、または株主でない場合、常駐弁護士としての雇用契約書の写し；
7. 事務所所在地証明書；
8. 法律事務所の内部規則。

第 59 条 (改正) 事業運営許可の発行検討

司法省は、書類が完全かつ正確に受理された日から 10 営業日以内に検討を行い、条件を満たしていると認めた場合、法律事務所に対して事業運営許可 (バイアヌヤード ダムヌーン チャラキット) を発行しなければならない。発行できない場合は、その理由を付して申請者へ同期間内に書面で通知しなければならない。

事業運営許可の有効期間は 3 年とし、更新することができる。事業運営許可は、他者へ譲渡または使用させることができない。

第 60 条 (改正) 法律事務所の事業運営

法律事務所は、本法第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、およびその他の関連法律に規定される法律サービス業務を行う権利を有する。

第 61 条（新） 事業運営許可の停止

法律事務所の事業運営許可は、以下の場合に停止される：

1. 法律事務所自らかからの申し出があった；
2. 目的と異なる法律サービスを提供した；
3. 本法第 57 条第 2 項に定める条件を欠いた；
4. 本法第 68 条またはその他の法律に定める禁止事項に違反し、かつそれが重大な危害を及ぼすものではない。

当該の許可を停止する前に、改善および解決を図らせるため、事業運営における法律違反について事前に通知しなければならない。

第 62 条（改正） 事業運営許可の取消し

法律事務所の事業運営許可は、以下の場合に取消される：

1. 停止の通知によって改善・解決がなされない
2. 事業運営許可を他者へ売却、譲与、譲渡、または使用させた；
3. 重大な危害を及ぼす法律違反があった。

司法省は、事業運営許可を取り消した後、商工省に対し、書面で通知しなければならない。

第 63 条 外国法律事務所

ラオスにおいて登録された外国法律事務所は、外国法および国際法に関する助言を行う権利を有する。

ラオス人弁護士が出資または所属している外国法律事務所は、当該ラオス人弁護士を通じて、ラオス法に関する助言を行い、ラオスの裁判所において弁護を行う権利を有する。

第 64 条 外国法律事務所の支店設立

外国法律事務所は、本法、企業法、およびその他の関連法律に基づき、ラオスに支店を設立する権利を有する。

第 V 編 法律扶助基金

第 65 条（改正） 法律扶助基金

法律扶助基金は、司法省の管理・検査下にある国家の基金であり、無償の法律扶助業務に供するために設立される。

第 66 条 資金源

法律扶助基金の資金は、以下から構成される：

1. 国家予算；
2. 国内外の個人、法人、および組織からの寄付；
3. 社会活動およびその他の適法な出所からの資金。

第 67 条 管理および使用

法律扶助基金は、本法第 31 条に規定される支援対象者および選任された弁護士に対する交通費、食費、宿泊費などの法律サービス提供のために使用される。

法律扶助基金の管理および使用については、別途規則で定める。

第 VI 編 禁止事項

第 68 条 (改正) 弁護士および法律事務所に対する禁止事項

弁護士および法律事務所に対し、以下の行為を禁止する：

1. 事実より過大な広告；
2. 同一事件において、原告・被告双方の弁護を行うこと；
3. 弁護士会の組織または役職を、助言や弁護のために悪用すること；
4. 以前、裁判官、検察官、または捜査官として担当した事件の弁護を行うこと；
5. 文書、証拠、または各種記録を偽造すること；
6. 理由がなく、法律サービス契約を一方的に解除すること；
7. 法律サービス契約において、サービス料金を不明確に規定すること；
8. 契約で定められた以外の料金を請求すること；
9. 勝訴を約束すること；
10. 依頼者の秘密を漏洩すること；
11. 弁護を引き受けた事件と無関係な相手方の不利な情報を、事件の防御理由として用いること；
12. 不適切な言葉、脅迫、暴力の使用、他者または組織への侮辱、お互いを離間させまたは攻撃し合うこと；
13. 自らの弁護士証を不適切に使用し、または他者に使用させること；
14. 自らが責任を持つ弁護から逃避すること；
15. その他、法律に違反する行為。

第 69 条 依頼者に対する禁止事項

依頼者に対し、以下の行為を禁止する：

1. 署名した契約に基づく弁護士または法律事務所への料金支払いを拒否すること；
2. 弁護士または法律事務所に対し、法令に違反する行為を行うよう強制、脅迫、または唆すこと；
3. 理由がなく、法律サービス契約を一方的に解除すること；
4. 不適切な言葉の使用、暴力、弁護士、法律事務所および弁護士会を侮辱すること；
5. その他、法律に違反する行為。

第70条 個人、法人またはその他の組織に対する禁止事項

個人、法人、またはその他の組織に対し、以下の行為を禁止する：

1. 弁護士または法律事務所の任務遂行への協力を拒否し、または妨害すること；
2. 他者が弁護士または法律事務所の法律サービスを利用しないよう誘導すること；
3. 弁護士または法律事務所に対して虚偽の情報を提供すること；
4. 弁護士であると詐称し、または弁護士証を偽造すること；
5. 不適切な言葉の使用、脅迫、暴力、弁護士、法律事務所および弁護士会を侮辱すること；
6. その他、法律に違反する行為。

第VII編

弁護士業務の管理および検査

第1章

弁護士業務の管理

第71条 弁護士業務管理機関

政府は、全国の弁護士業務を一括かつ統一的に管理し、司法省に直接の責任を与え、省、機関、地方行政当局およびその他の関連部門と主導的に連携する。

弁護士業務管理機関は、以下で構成される：

1. 司法省；
2. 県・首都司法局；
3. 郡・市内・特別市の司法室。

第72条 司法省の権利および任務

弁護士業務の管理において、司法省は以下の権利および任務を有する：

1. 弁護士会と連携して弁護士業務に関する戦略計画、政策、法律および規制を研究・作成し、政府に提出して検討を受けること；
2. 弁護士業務に関する戦略計画および政策を展開すること；
3. 法律および弁護士会の内部規則を広報・普及すること；
4. 関連部門と連携し、弁護士の法曹養成および訓練のカリキュラムを作成すること；
5. 弁護士を任命すること；
6. 弁護士会の提案に基づき、弁護士名簿から氏名を抹消すること；
7. 外国人弁護士に対し、ラオスでの弁護士実務活動を許可し、またはその許可を取り消すこと；
8. 事業運営許可を発行、停止、または取り消すこと；
9. 弁護士会の提案に基づき、弁護士倫理規程を承認すること；
10. 弁護士会の提案に基づき、弁護士法服（スークム）を検討・承認すること；
11. 弁護士会および法律実務企業の活動を管理、監督、および検査すること；
12. 弁護士と弁護士会との間の紛争を監督、検査、および解決すること；
13. 弁護士業務に関して、外国、地域、および国際機関と連絡・協力すること；

14. 自らの活動をまとめ、政府に報告すること；
15. 法律に定められたその他の権利を行使し、任務を遂行すること。

第 73 条（改正） 省・首都司法局の権利および任務

弁護士業務の管理において、省・首都司法局は、自らの責任範囲内で以下の権利および任務を有する：

1. 弁護士業務に関する戦略計画および政策を展開し、実施すること；
2. 弁護士業務に関する法律および規制を広報・普及すること；
3. 省・首都弁護士会事務所および法律事務所の活動を管理、監督、および検査すること；
4. 弁護士業務に関し、関連する部門および郡レベルの局と行政機関協力すること；
5. 委任に基づき、弁護士業務に関して、外国、地域、および国際機関と連絡・協力すること；
6. 自らの活動をまとめ、司法省および省・首都行政機関に報告すること；
7. 法律に定められたその他の権利を行使し、任務を遂行すること。

第 74 条（改正） 郡・市内・特別市の司法室の権利および任務

弁護士業務の管理において、郡・市内・特別市の司法室は、自らの責任範囲内で以下の権利および任務を有する：

1. 弁護士業務に関する戦略計画および政策を実施すること；
2. 法律および弁護士会の内部規則を普及すること；
3. 弁護士の活動を管理、監督、および検査すること；
4. 弁護士業務に関し、他の事務所および関連する村行政当局と協力すること；
5. 自らの活動を総括し、省・首都司法局および郡・市内・特別市の行政当局に報告すること；
6. 法律に定められたその他の権利を行使し、任務を遂行すること。

第 75 条（新） 省、機関、地方行政当局およびその他の関連部門の権限および職務

省、機関、地方行政当局およびその他の関連部門は、弁護士業務の管理において、自らの役割および責任に基づき、弁護士業務管理機関と連携・協力する権限および職務を有する。

第 2 章 弁護士業務の監査

第 76 条（改正） 弁護士業務監査機関

弁護士業務検査機関は、以下で構成される：

1. 内部検査機関は、本法第 71 条に規定される弁護士業務管理機関と同一の機関である；

2. 外部検査機関は、国会、県の人民評議会、各級の国家監査機関、国家会計検査院、ラオス建設戦線、ラオス退役軍人連盟、大衆組織機関および報道機関である。

第77条 検査の内容

弁護士業務の検査は以下の内容の通りとする：

1. 弁護士業務管理機関による権利の行使および任務の遂行；
2. 弁護士業務に関する法律および規制の実施；
3. 弁護士会および法律実務企業の組織および活動；
4. 法律サービスの提供および弁護士の専門的活動。

第78条 検査の形態

弁護士業務の検査には、以下の3つの形態がある：

1. 定期検査は、計画に基づき、定期的かつ定められた時間に行われる検査である；
2. 事前通知を伴う検査は、必要と認められた場合に、計画外で被検査者へ事前に通知して行う検査である；
3. 緊急検査は、事前の通知なく、緊急に行われる検査である。

弁護士業務の検査実施にあたっては、法律を厳格に行わなければならない。

第Ⅷ編

創設記念日、予算、ロゴ、法服および印章

第79条 弁護士会創設記念日

弁護士会の創設記念日は、ヴィエンチャン首都の弁護士委員の組織および活動に関する政令が公布された1989年3月30日とする。

第80条 弁護士会の予算

弁護士会は独立した予算を持ち、その収入源は以下の通りとする：

1. 弁護士会に登録された外国人弁護士を含む弁護士会員の会費；
2. 弁護士会会員からの寄付；
3. 弁護士会が主催する研修費および各種サービス料；
4. 国家による補助、ならびに国内外の個人、法人または組織からの寄付；
5. その他、適法な収入。

第81条 予算の管理および使用

弁護士会の予算は、以下の活動に使用される：

1. 弁護士会の運営管理；
2. 弁護士会理事会、常任理事会、および検査委員会の活動；
3. 弁護士会大会議の開催；
4. 弁護士の研修；
5. 弁護士会会員の社会福祉およびその他の支援。

弁護士会の予算管理および使用については、弁護士会の内部規則で規定する。

第 82 条 弁護士会のロゴ

弁護士会のロゴは円形であり、中央に天秤（二つの皿）が描かれ、上部にはラオス語で「ສະພາທະນາຍຄວາມວາວ」、英語で「Lao Bar Association」と表記し、両脇には稲穂を表す。

第 83 条（改正） 弁護士の法服

弁護士は、出廷時に着用する法服（スークム）を有する。法服は弁護士会の提案に基づき司法省が承認する。

人民裁判所において訴訟代理の職務を遂行する際、弁護士は法服を着用しなければならない。

第 84 条 弁護士会の印章

弁護士会は、公務に使用するための独自の印章を有する。

第IX編

功績者への表彰と違反者への措置

第 85 条 功績者への表彰

遵法意識の醸成への貢献、無償法律サービスの提供など、本法の施行において優れた功績を挙げた弁護士、個人、法人またはその他の組織に対し、法律に基づき、表彰またはその他の支援を与える。

第 86 条（改正） 違反者への措置

本法に違反し、特に禁止事項によって国家、社会、個人、法人またはその他の組織に損害を与えた者は、法律に基づき、教育的指導、警告、懲戒、罰金、損害賠償、または刑罰に処される。

弁護士および法律実務企業に対しては、前項の措置に加え、弁護士証の剥奪または事業運営許可の取消しを行う。

第X編

最終規定

第 87 条 実施機関

ラオス人民民主共和国政府が本法を実施する。

第 88 条（改正） 効力

本法は、ラオス人民民主共和国主席が公布の主席令を発し、官報に掲載された後、2023年3月30日より効力を生じる。

本法は、2016年11月9日付の弁護士法（第 06/NA 号）に代わるものである。

国民議会議長
サイン